

申告書記載についてのお願い

日頃より本市の税務行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。本市では、平成24年に政令指定都市に移行して以来、法人市民税の均等割については、中央区、東区、西区、南区、及び北区の各行政区ごとに申告をお願いしているところです。

具体的には、納税義務者となられる法人の皆様におかれましては、事業所の有無等を各行政区ごとにご確認いただき、その状況に合わせた申告を行っていただいておりますが、その際、各申告書下部にある「指定都市に申告する場合の⑯の計算」欄の記載にご協力くださいますようお願いいたします。

この部分の記載が曖昧、若しくは無い場合、申告内容の確認に時間を要すこととなり、納税証明書の発行などの日々の税務行政サービスにも影響が出てまいります。

申告書の具体的な記載方法につきましては次のページをご参照ください。

正確な申告に基づいた適正で迅速な市民サービスの提供を実現するため、何卒ご協力をお願いいたします。

●問い合わせ先

市民税課 法人課税班

☎ 096-328-2173(直通)

fax 096-324-1474

熊本市

具体例(第20号様式の場合) ※申告書の一部を抜粋しています。

平成 年 月 日		法人番号		申告年月日	
熊本市長 宛		060		2020年 月 日	
所在地 (本市が支店等の場合は本店所在地と併記)	熊本市西区〇丁目〇番×号		この申告の基礎 1. 法人税の修正申告書の提出による。 2. 法人税の更正、決定、再更正による。		
(ふりがな)			事業種目		
法人名	株式会社 ▲◎商事		期末現在の資本金の額又は出資金の額 15,000,000円		
(ふりがな)			期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 15,000,000円		
代表者氏名	▲◎ 一郎		期末現在の資本金等の額 15,000,000円		
経理責任者氏名	▲◎ 花子				
令和01年10月01日から令和02年09月30日までの事業年度又は連結事業年度の市民税の確定申告書					

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑬-⑭	⑭	516,000円
均等割額 算定期間中において事業所等が存在していた月数	⑮	10月
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑯	0円
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯	⑰	516,000円
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑱+⑲	⑲	516,000円
⑲のうち見込納付額	⑳	0円
差引 ⑲-㉑	㉑	516,000円

区	事業所数	従業員数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
中央区	01	10	156,000円	2020年 月 日	青色申告	要・否
東区	02	10	156,000円	2020年 月 日	青色申告	要・否
西区	03	12	180,000円	2020年 月 日	青色申告	要・否
南区	04	12	180,000円	2020年 月 日	青色申告	要・否
北区	05	12	180,000円	2020年 月 日	青色申告	要・否
合計	223	147	1,470,000円			

還付を受けようとする金融機関及び支払方法	口座番号(普通・当座)
還付請求税額	1,470,000円
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	

1 はじめに、①を記載します。

記載欄が少ないため、複数の事業所が存在する場合には「～他」として記載するとよいでしょう。

2 次に、②を記載します。

②は①の行政区別の明細となります。実際の事業所がある所在地を行政区ごとに集計してください。

3 最後に、③を記載します。

②で行政区ごとに集計した均等割額の合計額をご記載下さい。

※第20号の3様式(予定申告書)の場合、②の部分は申告書右下部分にありますので、ご注意ください。